

経済建設常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成28年9月7日（水） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時03分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員（0名）

--	--

○説明員（6名）

建設部長	伊波 興博
建築課長	中本 益丈
市民生活課 地域支援係長	宮城 真也

市街地整備課長	呉屋 武
市民経済部長	東川上 芳光
保育課 こども育成係長	安次富 弘明

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○会議に付した事件

議 番	案 号	件 名
認 第 4	定 号	平成27年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議 第 5 7	案 号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
認 第 5	定 号	平成27年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議 第 5 8	案 号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年9月7日（水）第1日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第4号 平成27年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

《 現 場 視 察 》

※宇地泊第二土地区画整理事業、佐真下第二土地区画整理事業、長田地区コミュニティ供用施設及び児童館の建築現場を視察。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時02分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時03分）

これより午後の会議を進めてまいります。午前に引き続き、認定第4号に対する質疑を許します。

～質疑・答弁～

○知念秀明 委員 保留地処分金の予算現額と収入済額に差が生じた理由をお伺いしたい。

○市街地整備課長 造成工事の一部が予定より早く完了し、当初の想定よりも多くの保留地処分金が得られたためである。

○知念秀明 委員 何筆の保留地処分を行ったかお伺いしたい。

○市街地整備課長 一般保留地2筆、付け保留地3筆、墓地保留地1筆の合計6筆である。

○知念秀明 委員 区画整理事業の前後でどの程度土地の単価が上昇したかお伺いしたい。

○市街地整備課長 都市計画道路沿いの土地については一坪あたり約40万円程

度、それ以外の土地については30万円台後半であり、区画整理事業後にどの程度土地単価が上昇したかを示す増進率は1.58倍である。

○米須清正 委員 決算書379ページの建設事業費について、該当する箇所をお伺いしたい。

○市街地整備課長 説明欄01の部分については、午前中の現場視察で配布した資料中央部の白抜きの箇所であり、建物は2棟である。02については、主に仮住居の延長に係る費用であり、03については、平成26年度から繰り越した宇地泊自治会への補償分である。

○米須清正 委員 説明欄02については単独事業ということか。

○市街地整備課長 仮住居の延長分の補償で、単独事業である。

○米須清正 委員 工事請負費の繰越明許費は平成28年度で執行するののか。

○市街地整備課長 先ほど説明した説明欄01の建物2棟分の工事請負費であり、平成28年度に繰り越しを行うものである。

○知念秀明 委員 これまで交渉を継続していた物件補償が完了した理由についてお伺いしたい。

○市街地整備課長 こまめに交渉を続けた結果、地権者から信頼を得られたためである。

○知念秀明 委員 佐真下第二土地区画整理事業についても引き続き取り組んでいただきたい。

○伊佐哲雄 委員 当該物件補償について、当初の補償額から金額の変更があったのかお伺いしたい。

○市街地整備課長 補償対象となる物件についての説明を丁寧に行ったものである。

○伊佐哲雄 委員 金額の変更はあったのか、また、補償対象となる物件とはどのようなものかお伺いしたい。

○市街地整備課長 工作物については、補償対象となり得るものとそうでないものがあり、地権者が補償対象となるべきものと主張していた工作物があったが、基準等をこまめに説明し、御理解をいただいた。

○伊佐哲雄 委員 補償金額は当初と変わっていないと理解してよいか。

○市街地整備課長 そのとおりである。

○濱元朝晴 委員 これまで継続して交渉していた当該物件補償が完了したことにより、物件補償は全て完了したが、当該物件補償が何名の地権者に影響していたかお伺いしたい。

○市街地整備課長 13名の地権者に影響していた。

○濱元朝晴 委員 当該区画整理事業は今年度で終了するのかお伺いしたい。

○市街地整備課長 物件補償については今年度末までを予定しており、その後

造成工事を行い、面積確定後、平成29年度末までに地権者へ引き渡しを行う予定である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第57号 平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○米須清正 委員 総務管理費を一般会計繰出金と基金積立金に分けている理由についてお伺いしたい。

○市街地整備課長 特別会計においては一般会計から繰り入れを行っており、事業の剰余金については一般会計に返還する分と基金へ積み立てる分に分けて処分を行っている。

○呉屋等 委員 これまでの繰入金の額と、一般会計へ繰り出した金額について資料をいただきたい。

○市街地整備課長 後日、資料を提供してまいりたい。

○呉屋等 委員 基金残高と用途についてお伺いしたい。

○市街地整備課長 基金残高はことし5月末時点で1億1,160万9,239円であり、当該事業の事業費に使用する。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

認定第5号 平成27年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 収入未済額が発生した理由についてお伺いしたい。

○市街地整備課長 造成工事や物件補償の一部を繰り越したため、補助金が収入未済となったためである。

○知名康司 委員 繰り越しを行う理由についてお伺いしたい。

○市街地整備課長 物件補償の交渉が長引き、工事が進まなかったためである。

- 知名康司 委員 翌年度繰越額の内容についてお伺いしたい。
- 市街地整備課長 造成工事2件、物件補償2件である。
- 知名康司 委員 今年度の進捗状況をお伺いしたい。
- 市街地整備課長 造成工事については完了しており、物件補償については2件中1件が完了している状況である。
- 知念秀明 委員 保留地処分がおくれている理由についてお伺いしたい。
- 市街地整備課長 都市計画道路を優先的に整備したため、宅地造成がおくれたためである。
- 知念秀明 委員 物件補償の今年度の見通しについてお伺いしたい。
- 市街地整備課長 今年度は建物の物件補償3件、工作物の補償数件を予定しており、建物については現在2件が完了している。残る1件も完了に向けて取り組んでまいりたい。
- 呉屋等 委員 事業の完了年度についてお伺いしたい。また、県の補助金は完了年度まで交付されるのかお伺いしたい。
- 市街地整備課長 平成31年度の完了を予定しているが、物件補償がおくれており、予定より完了年度が延びる見通しである。
- 呉屋等 委員 事業の進捗に合わせて県補助金も延長できるという認識でよいか。
- 市街地整備課長 補助金については事業の進捗によって延長も可能であるため、関係機関と調整しながら進めてまいりたい。
- 呉屋等 委員 宇地泊第二土地区画整理事業は補助が終了しているが、事業は終了していない。佐真下第二土地区画整理事業においては、補助金のあるうちに事業を完了していただきたいが、いかがか。
- 市街地整備課長 補助金については、主要な都市計画道路については対象となるが、それ以外の道路については単独費で整備を行うものである。
- 知名康司 委員 当該区画整理事業地の範囲についてお伺いしたい。
- 市街地整備課長 現場視察の際に配布した資料に示されている枠内の部分のうち、白抜きの部分以外が区画整理事業の対象となる土地である。
- 知名康司 委員 事業地内に対象外の土地がある理由をお伺いしたい。
- 市街地整備課長 昭和43年当時は対象であったが、民間事業者によって開発が行われた経緯がある。また、都市計画道路である佐真下中央線用地の一部を提供いただいたことから、整備済みとの判断がなされたためである。
- 知念秀明 委員 区画整理事業によって土地の単価がどの程度上昇したかを示す指標についてお伺いしたい。
- 市街地整備課長 従前の土地の評価と整備後の土地の評価の伸び率を示す指標は増進率で表される。

- 知念秀明 委員 当該区画整理事業地の増進率についてお伺いしたい。
- 市街地整備課長 約1.3倍である。
- 知念秀明 委員 現在の保留地の坪単価についてお伺いしたい。
- 市街地整備課長 現在、一般宅地で約20万円台後半である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第58号 平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 一般会計繰入金の増額理由は職員1名の人事異動ということであるが、1名の人事異動としては額が多いようであるが、内容の説明をいただきたい。
- 市街地整備課長 異動した職員間の経験年数に差があり給与、賞与に差があったためである。
- 濱元朝晴 委員 当該区画整理地内にある墳墓について、集約する予定があるのかお伺いしたい。
- 市街地整備課長 墓地街区に集約する予定であり、墓地街区予定地の造成工事が完了した後に物件補償を行う予定である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。本日の会議は、この程度にとどめ、明日は午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午後3時03分）

経済建設常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成28年9月8日（木） 2日目

午前10時00分 開議
午後 4時12分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

○欠席委員（0名）

--	--

○説明員（11名）

市民経済部次長	東川上 芳光
建設部次長	伊波 興博
下水道課長	新垣 勉
下水道建設係長	永山 悟
水道局総務課長	與那原 類
水道局総務課 経理係長	喜友名 達矢

市民生活課 地域支援係長	宮城 真也
建築課長	中本 益丈
下水道課 業務係長	玉元 智
水道局次長	石川 康成
水道局業務課長	伊佐 春雄
建築課 施設係長	山内 智博

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○会議に付した事件

議 番	案 号	件 名
議 第 6 4 号	案 号	真志喜地区学習等供用施設新築工事（建築）請負契約について
議 第 6 7 号	案 号	長田地区コミュニティ供用施設・児童館新築工事（建築）の議決内容の一部 変更について
議 第 7 1 号	案 号	平成27年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認 第 3 号	定 号	平成27年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議 第 5 6 号	案 号	平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年9月8日（木）第2日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第64号 真志喜地区学習等供用施設新築工事（建築）請負契約について

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 有限会社イシケンが入札辞退をした理由をお伺いしたい。
- 契約検査課長 技術員の配置が困難なためと伺っている。
- 伊佐哲雄 委員 本件の入札参加資格についてお伺いしたい。
- 契約検査課長 9,000万円以上の建築工事であることから、工事施行能力等級基準がAの業者が参加可能である。
- 伊佐哲雄 委員 等級を決定する基準についてお伺いしたい。
- 契約検査課長 県の経営審査等を参考に格付基準点を算出し、等級を決定している。
- 伊佐哲雄 委員 決定方法の根拠についてお伺いしたい。
- 契約検査課長 宜野湾市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程に定める審査委員会において審査を行い、決定している。
- 伊佐哲雄 委員 資料の提出をお願いしたい。
- 契約検査課長 後日、提出してまいりたい。
- 知念秀明 委員 コミュニティ供用施設と学習等供用施設の建築工事における交付金の補助率は同様なのかお伺いしたい。
- 市民経済部次長 学習等供用施設に関しては、防音設備等が加わるためコミュニティ供用施設より高くなっている。
- 知念秀明 委員 学習等供用施設の目的に保育という項目があるが、何を意味しているのかお伺いしたい。
- 市民経済部次長 確認し、後日資料を提出してまいりたい。
- 知念秀明 委員 学習室の面積について、基準等があるかお伺いしたい。
- 市民経済部次長 特に基準はない。
- 知念秀明 委員 学習室は必ず必要なのかお伺いしたい。
- 市民経済部次長 広さに基準はないが、必ず設けなければならない。

- 知念秀明 委員 極端に小さく設置することも可能か。
- 地域支援係長 面積に基準はないため可能であるが、防衛局から補助を受けているため、使用方法等について事前に説明をする必要があると考える。
- 知念秀明 委員 トイレは必ず男女で分けて設置しなければならないか。
- 地域支援係長 特に基準はない。
- 伊佐哲雄 委員 予定価格と同額の入札をした業者が3社あることについて御説明をいただきたい。
- 契約検査課長 予定価格を事前に公表しているためである。
- 伊佐哲雄 委員 業者によって算定基準等が異なるはずであるが、同額の予定価格を算出することができるのか。
- 契約検査課長 最低制限価格は非公開で設定するものであるが、上限を予定価格の90%としていた旧制度をことし4月に撤廃し、規定された計算方法で算出された額を最低制限価格として設定することとなった。予定価格は公開されており、同額の入札を行う業者もふえている状況である。
- 米須清正 委員 入札の際は入札書と見積書を提出するのか。
- 契約検査課長 そのとおりである。
- 米須清正 委員 本件の入札に参加している光南建設株式会社は長田地区コミュニティ施設も受注しているが、重複して受注することは可能か。
- 契約検査課長 すでに受注している事業の工期が半分を超えていれば受注可能である。
- 知名康司 委員 真志喜自治会の負担額についてお聞きしたい。
- 市民経済部次長 7,676万6,760円の予定である。
- 知名康司 委員 負担の割合についてお聞きしたい。
- 市民経済部次長 自治会寄付金については、総事業費の30.2%である。
- 知名康司 委員 自治会負担が大きいように感じる。今後は自治会の負担軽減に取り組んでいただきたい。
- 宮城司 委員 自治会から寄付金をいただくことについて法的に問題はないかお聞きしたい。
- 市民経済部次長 市顧問弁護士にも確認したが、法的に問題はないとのことである。
- 知名康司 委員 仮設公民館の使用料はどこが負担しているのか。
- 市民経済部次長 自治会が負担しているとのことである。
- 知名康司 委員 いつまで負担することになるのか。
- 市民経済部次長 工事完了後、完了検査を終了する3月末までの予定である。
- 知名康司 委員 自治会から負担軽減の要望があったか。
- 市民経済部次長 現在まで要望はない。

- 知名康司 委員 仮設公民館使用料の金額についてお聞きしたい。
- 市民経済部次長 自治会が負担しているため、不明である。
- 濱元朝晴 委員 仮設公民館使用料は事業費に含まれているか。
- 市民経済部次長 事業費には含まれていない。
- 濱元朝晴 委員 自治会負担の軽減を検討していただきたい。
- 米須清正 委員 地下の用途についてお聞きしたい。
- 建設部次長 倉庫として使用する。
- 伊佐哲雄 委員 地下からの荷物の出し入れについてはどのようになるか。
- 建設部次長 当該施設は敷地に高低差があるが、地下に面する裏側の道路から出入りできるため、荷物の出し入れについては問題ないものとする。
- 米須清正 委員 高低差はどの程度かお聞きしたい。
- 建設部次長 約2メートル30センチである。
- 知念秀明 委員 現時点で設計変更等を行うことが可能かお聞きしたい。
- 施設係長 施設の構造に関する変更については、工事を中断した上で協議を行い、許可を得る必要がある。
- 知念秀明 委員 完成後に増改築等の変更が可能か。
- 施設係長 完成後の大規模な修繕等については事前協議が必要である。
- 地域支援係長 完成後一定の時間を経ない状況での改修工事については、防衛局の補助は得られないと考える。
- 知念秀明 委員 市の単独費用や自治会の財源であれば可能か。
- 地域支援係長 完成後一定期間を経ない改修を行った場合、建設時の事業費に係る補助金の返還の可能性もあるため、防衛局等に確認する必要がある。
- 伊佐哲雄 委員 自治会公民館等の所有権はどこにあるかお聞きしたい。
- 市民経済部次長 市の所有である。
- 伊佐哲雄 委員 自治会には持ち分等はないのかお聞きしたい。
- 市民経済部次長 自治会の持ち分はない。
- 伊佐哲雄 委員 公民館の使用については所有者である市の了解が必要か。
- 市民経済部次長 完成後は条例に基づき、指定管理者が管理する。
- 伊佐哲雄 委員 条例について資料提供をいただきたい。
- 市民経済部次長 後日、資料を提出してまいりたい。
- 呉屋等 委員 最低制限価格の設定方法についてお聞きしたい。
- 施設係長 宜野湾市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱に基づき、直接工事費の額、共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額、一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額を合計した額を最低制限価格として設定している。ただし、その額が設計金額の10分の7に満たない場合は10分の7となる。

○呉屋等 委員 ことし4月から設定方法が変更されたとのことであるが、これまでと変更になった点についてお聞きしたい。

○施設係長 以前は最低制限価格の上限が予定価格の10分の9と設定されていたが、ことし4月以降は上限を撤廃し、先ほど御説明した方法で算出された金額が最低制限価格として設定されている。

○呉屋等 委員 これまでの制度との相違点について資料をいただきたい。

○契約検査課長 後日、資料を提出してまいりたい。

○呉屋等 委員 統合事業では高率補助を受けられるが、当該施設に統合事業が適用できなかった理由についてお聞きしたい。

○地域支援係長 統合事業については、上大謝名地区学習等供用施設、長田地区コミュニティ供用施設の建設、喜友名地区学習等供用施設の改修で予算額が上限に達したため他の事業での適用ができない状況である。

○知名康司 委員 最低制限価格は撤廃されたのか。

○契約検査課長 最低制限価格そのものではなく、上限が撤廃された。

○知名康司 委員 その場合、資金力のある業者が有利になるのではないか。

○契約検査課長 最低制限価格が上がると入札額も上がるため、会社の利益率も向上する。また、今回の入札についてはAランクの業者に限定しており、業者間に差はないものとする。

○知名康司 委員 今後の自治会公民館の建設、改修予定をお聞きしたい。

○市民経済部次長 新城公民館の劣化がひどく、ことし7月に実施した劣化診断においてもっとも劣化が進行したレベル4という結果が出ていることから、他の施設に優先して整備を行う予定である。

○知名康司 委員 新城公民館の次の整備予定をお聞きしたい。

○市民経済部次長 以前から申し出のある中原公民館を予定している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時48分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前11時00分）

【議題】

議案第67号 長田地区コミュニティ供用施設・児童館新築工事（建築）の議決内容の一部変更について

- 伊佐哲雄 委員 掘削土の仮置き場について、事前に了解を得ていたのか。
- 建築課長 発注準備段階で地権者と交渉を行い、内諾をいただいていた。
- 伊佐哲雄 委員 仮置き場が使用できなかった理由をお聞きしたい。
- 建築課長 施工業者との間で借地単価の折り合いがつかなかったことや地権者とは別の方が畑として利用していたこと等が要因であると考えている。
- 米須清正 委員 内諾は口頭で行ったのか。
- 建築課長 そのとおりである。
- 米須清正 委員 掘削土の仮置き場をどのように選定したのか。
- 施設係長 現場周辺に該当する場所がなかったため、中城村南上原にある砂販売所の資材ヤードを紹介していただいた。
- 米須清正 委員 自治会負担額の計算方法について資料をいただきたい。
- 市民経済部次長 後日、提出してまいりたい。
- 宮城司 委員 資材の仮置き場の選定は市が行う必要があるのか。
- 建築課長 掘削土の仮置き場は隣地を使用することを条件に発注しており、当該隣地が使用できなくなったことから、急遽選定した経緯がある。
- 施設係長 当該契約においては、隣地が掘削土の仮置き場として使用できる見込みであったが、地権者との折り合いがつかなかったため、その後選定した仮置き場までの運搬費として契約変更を行うものである。
- 宮城司 委員 地権者と借地単価で折り合いがつかなかったということであるが、運搬費である116万1,000円以下であれば隣地を使用した方がよいと考えるがいかがか。
- 施設係長 業者と地権者の交渉であるため、詳細については把握していない。
- 建設部次長 工事費の設計を行う際に、隣地が使用可能であるとの見込みであったため、運搬費を計上せずに設計を行った。それを基に業者が受注したが隣地の使用について契約ができなかったため代替りの仮置き場を選定したため新たに運搬費が必要となったものである。
- 知名康司 委員 116万1,000円の内容について資料をいただきたい。
- 建設部次長 変更となった内容と数量についての資料を提出してまいりたい。
- 知名康司 委員 金額についての資料もいただきたい。
- 建設部次長 変更分の計算書を提出してまいりたい。
- 米須清正 委員 現場にあるプレハブの使用料についてお聞きしたい。
- 施設係長 請負業者が地権者と交渉して決定するため把握していない。
- 伊佐哲雄 委員 運搬費以外に増額となった費用があるか。
- 施設係長 増額の主な要因は運搬費であり、それ以外には工事を進める中での細かい数量変更等が含まれている。
- 伊佐哲雄 委員 仮に議会で当該議案が否決された場合、どのような手続と

なるか。

- 施設係長 工事内容の一部変更を協議し、原請負額の範囲内で工事を行う。
- 米須清正 委員 当初の完成予定よりもおこなっていることに関して、工事費の増があるかお聞きしたい。
- 施設係長 期間延長による増額はない。
- 米須清正 委員 工事完了予定についてお聞きしたい。
- 施設係長 10月31日までの予定である。
- 知念秀明 委員 変更契約の手続についてお聞きしたい。
- 施設係長 業者からの変更申し出をもとに市が変更金額の積算を行い、協議を行った上で双方の合意があれば契約を行うものである。
- 知念秀明 委員 変更する金額について上限があるかお聞きしたい。
- 建設部次長 双方の合意によって金額を決定するため、特に上限はない。
- 知念秀明 委員 物価や資材等の高騰による工事費の増があった場合、自治会の負担も上がると考えるがいかがか。
- 建設部次長 その場合は協議の上で内容変更を行う必要があるが、今回はそのようなことはなかった。
- 知念秀明 委員 業者と市が協議の上、変更契約を行うということによいか。
- 建設部次長 そのとおりである。
- 知念秀明 委員 コミュニティ供用施設の基準面積についてお聞きしたい。
- 地域支援係長 1種が100㎡、2種が110㎡、3種が310㎡、4種が500㎡、5種が1,100㎡、6種が2,100㎡となっており、地域の人口や世帯数をもとに基準が設けられている。
- 呉屋等 委員 増額分の116万1,000円の財源内訳についてお聞きしたい。
- 地域支援係長 床面積に応じて分けており、コミュニティ供用施設分が74万円で、うち55万5,000円が補助金、12万250円が単独費、6万4,750円が自治会負担金となっており、児童館分が42万1,000円、うち31万5,000円が補助金、10万6,000円が単独費である。
- 呉屋等 委員 市単独費の合計をお聞きしたい。
- 地域支援係長 22万6,250円である。
- 呉屋等 委員 財源はどこから支出するかお聞きしたい。
- 地域支援係長 当初予算と入札執行額の差額分に対応する予定である。
- 呉屋等 委員 入札の執行残額を充てるという認識によいか。
- 地域支援係長 そのとおりである。手続としては、116万1,000円を一旦単独費から支出し、補助金や自治会負担分については後に歳入として計上する。
- 宮城司 委員 基準面積について、長田区はどれに当たるのかお聞きしたい。
- 地域支援係長 長田区は人口約9,000人、4,000世帯以上であるため基準では

5種に当たるが、地域の公民館としては規模が大きいため防衛局と協議し、現在の規模で整備することとなった。

○宮城司 委員 基準で表すと何種になるのかお聞きしたい。

○地域支援係長 4種の500㎡である。

○宮城司 委員 基準よりは小さいと理解してよいか。

○地域支援係長 防衛局の定める基準よりは小さい。

○宮城司 委員 長田区の総会等に対応できるか。

○地域支援係長 防衛局とも調整した上で規模を決定したものである。

○知名康司 委員 集会室の利用についてどのようになるかお聞きしたい。

○市民経済部次長 主に自治会が使うことを予定している。

○建設部次長 集会室はコミュニティ供用施設内にあるため、児童館は自治会と協議を行って利用することとなる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。（午前11時44分）

◆午後の会議◆

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第71号 平成27年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

～質疑・答弁～

○伊佐哲雄 委員 損益計算書について、当年度純利益が3億9,595万2,376円で相当な利益が出ていると考えるが、補助金は必要なのかお伺いしたい。

○水道局 次長 水道事業に対する補助率はさほど高くないため、県外には補助金をもらわずに事業を進めている自治体も多いが、沖縄県においては沖縄振興特別措置法により高率補助が受けられることから補助金を活用させていただいている。

○伊佐哲雄 委員 水道料金の値下げについての議論はあるか。

○水道局 次長 水道料金の値下げについてはこれまでも議論はあったが、西普天間住宅地区の整備を含め、第11次拡張計画において今後15年間で約110億円の事業を予定している。現在のところ、補助金の確保が担保されているわけではないため、独自財源を確保しておく必要があり、当面は今の水道料金を将来にわたって上げないように進めることが得策であると考えている。

○宮城司 委員 補助金をもらわないメリットは何か。

○水道局 次長 補助金には適用できる事業や資機材への制限があるため、補助を受けない場合、独自の手法を取り入れやすいというメリットがある。

○呉屋等 委員 収益的収入および支出の営業外収益が当初予算から101万204円減額したことについて内訳をお聞きしたい。

○水道局 次長 営業外収益のうち受取利息56万6,675円、雑収入マイナス2万5,230円、一般会計補助金マイナス56万4,000円、長期前受金戻入マイナス95万7,649円の合計額である。

○呉屋等 委員 車両購入契約について、市内業者の活用ができなかったのか、また水道局の契約については本庁の契約検査課を通して行うのか。

○水道局 次長 水道局で事業者選定を行い、市長に付託し、契約検査課において指名審査委員会を開催している。市内の自動車販売業者について登録業者が1社しかなかったため、市外の業者も指名して入札を行った。

○呉屋等 委員 市内登録業者は1社しかいなかったと認識してよいか。

○水道局 次長 自動車を扱っている登録業者はほかにもあるが、軽自動車を扱っている自動車専門業者は1社しかなかった。

○知念秀明 委員 保険の契約をしていると伺ったが、内容をお聞きしたい。

○水道局 次長 水道施設が第三者に損害を及ぼした場合の損害保険、自動車保険、構造物に関する保険等の契約がある。また、平成28年度においては建物更生保険も契約を行った。

○知念秀明 委員 建物更生保険の内容についてお聞きしたい。

○水道局 次長 水道局庁舎が災害等により損害を受けた場合の保障を行うとともに、原資として預けた金額の利息を受け取るもので、保険と投資を併用した内容である。

○知念秀明 委員 契約を行った事業者についてお聞きしたい。

○水道局 次長 J Aおきなわ宜野湾支店である。

○知念秀明 委員 J Aおきなわ宜野湾支店と契約した理由についてお聞きしたい。

○水道局 次長 他の保険会社からは提案がなく、利益率等の条件を他の保険と比較した上で決定した。

○知念秀明 委員 何社程度と比較したのかお聞きしたい。

○水道局 次長 提案先はJ Aおきなわしかなく、その内容について他の保険とも比較を行ったということである。

○知念秀明 委員 検討した内容について資料をいただきたい。

○総務課長 後日、提出してまいりたい。

○知念秀明 委員 先ほどの答弁で軽自動車契約を行う際に市内業者以外の数社を含めて指名し、契約を行ったということであったが、保険の契約は1社のみで契約することに問題はないのか。

○水道局 次長 車両に関しては指名競争入札を行うため、数社の指名を行う必要があったが、建物更生保険に関しては類似するものがなかったため、法に基づいて随意契約を行った。

○宮城司 委員 西普天間住宅地区の整備計画についてお聞きしたい。

○水道局 次長 平成24年に策定した第11次拡張計画では住宅地として約20億円の整備費を予定していたが、跡地利用計画の変更等があったため整備計画の見直しを行っているところである。

○宮城司 委員 当該地区の整備について、財源は確保されているのか。

○水道局 次長 現在のところ通常の整備補助を想定しているが、返還跡地であることから別の補助メニューがないか検討しているところである。

○知名康司 委員 有収率とは何か。

○水道局 次長 総配水量に対して収益が発生した水量の割合であり、漏水等があった場合、有収率は低下する。

○知名康司 委員 決算書14ページの建設工事の概要について、我如古4丁目地区の農住組合区画整理地の工事が含まれているのかお聞きしたい。

○水道局 次長 平成27年度から事業繰り越しを行ったため含まれていない。

○知名康司 委員 次年度に決算審査を行うという認識でよいか。

○水道局 次長 平成28年度決算として来年審査していただくこととなる。

○知名康司 委員 過年度の未収額についてお聞きしたい。

○水道局 次長 401万6,277円である。

○知名康司 委員 平成27年度宜野湾市水道事業剰余金処分計算書(案)の処分後残高38万6,025円についてお聞きしたい。

○水道局 次長 端数処理に充てた額の合計である。

○伊佐哲雄 委員 平成27年度宜野湾市水道事業貸借対照表について、有形固定資産の建物2億9,153万2,071円は建物を建てた際の評価額であり、減価償却累計額の1億6,112万8,836円はこれまでに減価償却された額の累計か。

○水道局 次長 そのとおりである。

○伊佐哲雄 委員 無形固定資産の電話加入権37万5,800円について、現在も価値があるのか。

- 水道局 次長 債権であるため項目を設置している。
- 伊佐哲雄 委員 電話加入権を返却した場合にその金額が支払われるのか。
- 水道局 次長 支払われないと伺っている。
- 伊佐哲雄 委員 架空の資産となるのではないか。
- 総務課長 会計上適切な処理である。
- 伊佐哲雄 委員 投資有価証券のリスクについてお聞きしたい。
- 水道局 次長 全て国債であり、年間で約2,000万円の利息を得ている。
- 呉屋等 委員 キャンプ瑞慶覧の水道料金の按分について、直近3年でどのように推移しているかお聞きしたい。
- 水道局 次長 ほぼ横ばいの状況である。
- 呉屋等 委員 海軍病院が稼働して水道使用量がふえたということはないか。
- 水道局 次長 米軍に海軍病院の水道使用量について照会しているが、回答をいただけない状況である。
- 呉屋等 委員 按分率の見直しについては議論がなされていないのか。
- 水道局 次長 キャンプ瑞慶覧の施設使用料については北中城村が幹事として取りまとめており、按分率についても協議会で決定している。
- 呉屋等 委員 宜野湾市としては、西普天間住宅地区が返還された後も同じ按分率であることからその分利益を得られていると考えられるがいかがか。
- 水道局 次長 協議会で議題になった際に協議を行いたい。
- 知名康司 委員 損益計算書のその他未処分利益剰余金変動額についてお聞きしたい。
- 水道局 次長 建設改良積立金を取り崩して支払いを行った後、資本金へその他未処分利益剰余金変動額を組み入れる会計処理を行うものである。
- 知名康司 委員 決算書の3ページ下部に損益勘定留保資金1億1,130万9,363円とあるが、決算書の中で金額が確認できる箇所についてお聞きしたい。
- 経理係長 決算書の中に直接金額が確認できる箇所はなく、別資料で計算した額を記載したものである。
- 知名康司 委員 資料を提供いただきたい。
- 水道局 次長 資料提供は可能であるが、企業会計のため複雑な資料となるがよろしいか。
- 知名康司 委員 複雑であるということであればよろしいが、年度ごとに数字は変わってくるのか。
- 水道局 次長 不足額が変わるため年度ごとに変わるものである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後 3 時 1 0 分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後 3 時 2 4 分）

【議題】

認定第 3 号 平成27年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

～質疑・答弁～

○宮城司 委員 不納欠損額の内訳をお聞きしたい。

○下水道課長 所在不明が206件で40万5,840円、死亡が1件で1,040円、倒産等による転居先不明が7件で40万4,740円であり、合計214件、81万1,620円である。

○宮城司 委員 死亡した場合に保証人等が支払いをする制度はないか。

○下水道課長 特にそのような制度はない。

○宮城司 委員 転居先を特定できない理由についてお聞きしたい。

○下水道課長 追跡調査等を行ってはいるが、住民票を移さずに所在不明となっているため追跡が困難な状況である。

○宮城司 委員 住民票を移さずに転居することは可能か。

○下水道課長 住民票は市内に残っているが、所在不明となっている状況である。

○知念秀明 委員 実質収支に関する調書について、歳入歳出差引額が多い理由についてお聞きしたい。

○下水道課長 建設費等の不用額が多かったためである。

○知念秀明 委員 下水道工事のおくれが多かったということか。

○下水道課長 単独費の工事と委託費の不用額が多かったためである。

○知念秀明 委員 工事がおくれている箇所でも事業費の大きい場所はどこか。

○下水道課長 単独費については、補助事業の市負担分として計上しているものであるが、補助事業による工事が少なかったため、想定より歳出が少なかったことや、使用料が多かったことも要因と考えられる。

○米須清正 委員 不納欠損額の期間についてお聞きしたい。

○下水道課長 平成20年4月から平成23年1月分までである。

○米須清正 委員 下水道管布設工事と下水道付帯工事の違いをお聞きしたい。

○下水道課長 下水道管布設工事とは、下水道管の工事等の本工事であり、下水道付帯工事とは水道管移設やアスファルトの整備等、本工事に付随して行う工事である。

○知名康司 委員 平成26年度と比較して繰入金と市債が減となった理由をお聞きしたい。

○下水道課長 繰入金については、公営企業会計に移行するに当たり、起債が適用できる事業があったため、一般財源を減額した事業があったため、市債については、

流域下水道建設負担金を起債にて対応したほか、事業そのものが減少したためである。

○濱元朝晴 委員 瑞慶覧基地維持管理委託料の内容についてお聞きしたい。

○下水道課長 キャンプ瑞慶覧の汚水については北谷町に流入しており、宜野湾市、沖縄市、北中城村は北谷町へ水質検査等の管理業務を委託しているため、北谷町へ委託料を支払うものである。

○濱元朝晴 委員 基地内の施設分のみの分と理解してよいか。

○下水道課長 そのとおりである。

○濱元朝晴 委員 西普天間は返還されているが、委託料に含まれるか。

○下水道課長 現状では配管が残っているため含まれるものである。

○濱元朝晴 委員 軍用地共同使用料の内容についてお聞きしたい。

○下水道課長 キャンプ瑞慶覧に配置されている管を共同使用しているため、使用料を支払うものである。

○濱元朝晴 委員 普天間飛行場も含まれるか。

○下水道課長 普天間には市の污水管はないため、含まれない。

○伊佐哲雄 委員 下水道事業の概要によると水洗化率は79.0%となっているが、その内容についてお聞きしたい。

○下水道課長 下水道管が接続可能な人口に対する接続率である。

○伊佐哲雄 委員 市全体の何割が下水道に接続可能かお聞きしたい。

○下水道課長 人口普及率では96.0%である。

○伊佐哲雄 委員 下水道に接続不可能な地域もあるのかお聞きしたい。

○下水道課長 行政面積に対する面整備率は92.5%であり、7.5%の地域が下水道に接続できない状況である。

○伊佐哲雄 委員 下水道接続を促進するためどのような取り組みを行っているか。

○下水道課長 シルバー人材センターへ委託し、戸別訪問での普及促進を行っている。

○伊佐哲雄 委員 事業の開始年度と事業効果についてお聞きしたい。

○下水道課長 平成25年度から事業を行っているが、単身世帯の増加や経済的な理由により接続が難しい現状である。今後も普及促進に取り組んでまいりたい。

○伊佐哲雄 委員 単身世帯の増加とは高齢者の単身世帯という意味か。

○下水道課長 高齢者が多くなっているということもあるが、主に経済的な理由により接続に難色を示している。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後3時56分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後3時56分）

○呉屋等 委員長 会議の延長について、お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

- 呉屋等 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
- 知名康司 委員 交通事故損害賠償金の内容についてお聞きしたい。
- 下水道課長 昨年、市道大山7号において軽自動車マンホール蓋に接触した事故に関する賠償金である。
- 知念秀明 委員 指定工事店登録手数料についてお聞きしたい。
- 下水道課長 市内で排水設備工事を行う場合、事業者は市に登録する必要がある。登録には新規で2万円、その後5年ごとに更新手数料1万円が必要である。平成26年度においては、新規13件、更新24件で合計50万円の登録手数料収入があった。
- 知念秀明 委員 5年ごとの更新手数料は下水道事業特別会計に入るのか。
- 下水道課長 そのとおりである。
- 知念秀明 委員 手続はどこで行うのか。
- 下水道課長 下水道課である。
- 知念秀明 委員 特別会計で受ける法的な根拠についてお聞きしたい。
- 下水道課長 条例に基づいて行っているものである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第56号 平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 公営企業会計適用債について、平成30年度に適用となると理解しているが、これは上下水道に関係してくるのか。
- 下水道課長 公営企業に移行するのは平成30年4月からであり、下水道事業を企業会計に移行するよう国からロードマップが示されており、それを受けて進めているものである。
- 宮城司 委員 会計方法はどのように変更するか。
- 下水道課長 公営企業会計に移行する。
- 宮城司 委員 水道局会計と統合する考えもあるか。
- 下水道課長 統合を進めている状況である。
- 伊佐哲雄 委員 公営企業会計適用債が10万円増額となった理由をお聞きしたい。
- 下水道課長 積算の見直しを行ったところ、あと10万円追加することが可能であることがわかったため、一般会計繰入金を減額し、適用債で対応したものである。
- 伊佐哲雄 委員 積算の根拠についてお聞きしたい。
- 業務係長 適用債で対応できる事業にあと10万円分追加することが可能な部分が

あったため追加したものである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 本日の会議は、この程度にとどめ、明日は午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後4時12分)

経済建設常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 平成28年9月9日（金） 3日目

午前10時02分 開議

午後 0時27分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	呉屋 等
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	知名 康司

副委員長	濱元 朝晴
委員	知念 秀明
委員	米須 清正

議長	大城 政利
----	-------

○欠席委員（0名）

--	--

○参考人（1名）

福島 照

○説明員（3名）

市民経済部 次 長	東川上 芳光
産業政策課 雇用労政係長	佐喜真 隆司

産業政策課 課 長	宮城 竜次
--------------	-------

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○会議に付した事件

議番	案号	件名
認第3	定号	平成27年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認第4	定号	平成27年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認第5	定号	平成27年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議第71	案号	平成27年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議第56	案号	平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第57	案号	平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議第58	案号	平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
議第64	案号	真志喜地区学習等供用施設新築工事（建築）請負契約について
議第67	案号	長田地区コミュニティ供用施設・児童館新築工事（建築）の議決内容の一部変更について
陳第13	情号	耐震診断費用の自己負担軽減について
陳第17	情号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情
陳第32	情号	中小商工業者への施策を拡充し「住宅リフォーム助成制度」の制定を求める陳情
陳第43	情号	伊佐区埋立地内河川護岸の崩壊防止対策及び樹木の植え替えについて
陳第53	情号	「ニッポン一億総活躍プラン」を实践するシルバー人材センターへの支援について

第399回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成28年9月9日（金）第3日目

○呉屋等 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時02分）

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時02分）

※参考人の出席要請について諮る。

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前10時03分）

○呉屋等 委員長 参考人の出席要請について、お諮りいたします。先日の委員会で要望のありました、陳情第43号 伊佐区埋立地内河川護岸の崩壊防止対策及び樹木の植え替えについては、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○呉屋等 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時03分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前10時05分）

【議題】

陳情第43号 伊佐区埋立地内河川護岸の崩壊防止対策及び樹木の植え替えについて

～趣旨説明～

○参考人 伊佐区と北谷町北前の間を流れるイシジャー河川について、石積みの護岸が河川の流れによって洗掘され、基礎が露出している状況であり、崩壊が懸念されるため早急にコンクリートによる根固め工を設置する等の対策を行っていただきたい。また、河川沿いの市道に植えられているデイゴやガジュマルが護岸や市道に悪影響を及ぼしており、植え替えを行っていただきたい。

～質疑・答弁～

○知名康司 委員 護岸について、宜野湾市に住所を有している部分と北谷町に住所を有している部分があるが、今回の陳情は両方の改修を求めるものか。

○参考人 両方の改修を求めるものである。

○知名康司 委員 根固め工についてお聞きしたい。

○参考人 護岸が滑らないための措置である。さらに、テトラポット等により護岸への水の流れを変えるような対応も必要であると考え。

○知名康司 委員 市道沿いの樹木について、すべて移植する必要があるか。

○参考人 植え替えを行い、クロキ等に変更するべきであると考え。

○知名康司 委員 地元自治会の意向等もあるため御意見を参考にさせていただきたい。

○宮城司 委員 市当局からも意見を聞いたが、植樹に関しては伊佐区自治会とも協議の上、対応を検討したいとのことであった。護岸の崩壊防止対策については、市民の安心・安全な暮らしを確保するという意味でも必要であると考えが、根固め工のみで対応可能かお聞きしたい。

○参考人 根固め工で対応可能であると考え。崩壊してからでは費用もかかるため、早目に対応する必要があると考え。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時44分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前10時54分）

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前10時54分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前11時05分）

【議題】

陳情第53号 「ニッポン一億総活躍プラン」を实践するシルバー人材センターへの支援について

～要望事項に対する本市の状況説明～

○市民経済部次長 陳情の趣旨と市の取り組みについて御説明したい。趣旨は、働く意欲のある高齢者が就業する機会の確保が必要であり、シルバー人材センターは高齢者の受け入れ機関として地域コミュニティの核となる公的機関として運営されている。また、高齢者が生きがいを持って働くことによって、医療費軽減にも貢献するものである。そのため、平成29年度の事業について、補助金及び公共事業の発注の確保をお願いしたいとの内容である。

市の取り組みについては、産業政策課において市内公共施設管理業務委託を行っているほか、運営補助金として1,547万4,240円を支出している。また、環境対策課ではごみ収集、運搬に関する業務委託も行っている。

- 米須清正 委員 シルバー人材センターの職員体制と会員数をお聞きしたい。
- 産業政策課長 理事長、事務局長以下、正職員2名を含む職員9名体制であり、平成27年度の会員数は316名である。
- 米須清正 委員 先ほど説明のあった業務に市報の全戸配布も含まれるのか。
- 産業政策課長 当該業務については秘書広報課で担当している。各課においてシルバー人材センターへ優先発注を行うため、地方自治法施行令の規定に基づいて随意契約を行っている。
- 伊佐哲雄 委員 市の取り組みについての資料提供をいただきたい。
- 市民経済部次長 後日、提供してまいりたい。
- 知念秀明 委員 先ほど伊佐委員が求めた資料に補助金や委託料の内訳を追加していただきたい。また、シルバー人材センターが民間企業等から受注している業務はどれくらいあるのかお聞きしたい。
- 産業政策課長 契約金額の総額が1億4,700万円で、民間企業等からの受注は3,740万円である。
- 知念秀明 委員 資料提供いただきたい。
- 産業政策課長 後日、提供してまいりたい。
- 知念秀明 委員 シルバー人材センターが独自で受注拡大や事業展開ができるよう、市から指導や助言も行っていたいただきたい。
- 知名康司 委員 シルバーの年齢要件をお聞きしたい。
- 市民経済部次長 60歳以上で上限はないと伺っている。
- 知名康司 委員 受注した業務の割り振りについては、過去の就業実績のバランスや健康状態を参考に割り振っているのか。
- 産業政策課長 現場の近くに住んでいる方や過去に経験したことのある慣れた方を割り当てていると伺っている。
- 知名康司 委員 発注している公共事業の内容をお聞きしたい。
- 産業政策課長 市報の配布委託や公共施設の管理、清掃業務等である。
- 宮城司 委員 文化教室や子育て支援等、高齢者の知見を活用した業務委託もあるのかお聞きしたい。
- 産業政策課長 シルバー人材センターで検討しているとのことである。
- 宮城司 委員 シルバー人材センターの業務が民間と競合するものがあるか。
- 産業政策課長 シルバー人材センターは公益社団法人であり、収益を生み出さない条件で得られる法人格であるため、法に基づいて優先発注を行っている。また、民間から受注している業務は庭の草刈りや家事労働を主に担っているとのことであり、民間のサービスと競合しているという話は伺っていない。
- 宮城司 委員 県内他市のシルバー人材センターへの委託金額について資料

提供をいただきたい。

○市民経済部次長 後日、提供してまいりたい。

○知念秀明 委員 先ほどの答弁で「公益法人は利益を生み出さない」ということであるが、公益法人は毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上であれば収益事業も可能である。

また、市が発注する事業において、技術者が足りず、業者間で調整している事例もあると見受けられるが、シルバー人材センターに技術者の派遣を依頼したことがあるかお聞きしたい。

○産業政策課長 雇用契約とはならない短期の軽易な仕事に従事することによって生きがいづくりをするとの目的があるため、そのような事例はないが、今後シルバー人材センターの役割の見直し等があればそのような事例も出てくるものとする。

○知念秀明 委員 重労働をするのは難しいが、現場の草刈りや片づけなどの作業において、業者に人数が足りない場合はシルバー人材センターに依頼する等の連携を行うことで相乗効果が生まれるものとする。

○濱元朝晴 委員 シルバー人材センターの事務体制についてお聞きしたい。

○産業政策課長 理事長は正会員又は特別会員から選出される非常勤職員であり、事務局長は嘱託職員である。総務次長、業務主任は正職員であり、そのほか事務補助のための臨時・嘱託職員を含め、計9名体制である。

○濱元朝晴 委員 理事長以外は常勤か。

○産業政策課長 そのとおりである。

○濱元朝晴 委員 仕事が均等に割り当てられているのか。

○産業政策課長 シルバー人材センターは交流事業等も行っており、レクリエーションだけに参加する人もいるため、全員が就業のために会員となっているわけではないが、年間の延べ就業人数は2万6,158人である。

○宮城司 委員 先ほど要求した資料に各市のシルバー人材センターの会員数を追加した資料をいただきたい。

○市民経済部次長 後日、提供してまいりたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前11時41分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午前11時49分）

【議題】

陳情第32号 中小商工業者への施策を拡充し「住宅リフォーム助成制度」の制定を求める陳情

○知念秀明 委員 これまで継続して審議してきたが、各市町村においては沖縄市、糸満市、宮古島市が行っており、国から50%、県から25%の補助をいただけるため市の負担も少ないと考えられる。また、地域経済の活性化にもつながるため採択すべきであると考えます。

○知名康司 委員 これまで議論を重ねての結果であり、経済の活性化につながるため、採択すべきである。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午前11時49分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後0時08分）

【議題】

陳情第43号 伊佐区埋立地内河川護岸の崩壊防止対策及び樹木の植え替えについて

○宮城司 委員 河川護岸の崩壊防止については当該地域に住んでいる市民の安心・安全な生活を確保するためにも、市当局の対応をお願いしたい。また、樹木の植え替えについては自治会との調整・協議が必要であるため、一部採択とすべきであると考えます。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後0時10分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後0時10分）

【議題】

認定第3号 平成27年度宜野湾市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成27年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成27年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第71号 平成27年度宜野湾市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で認定第3号から5号までを認定、議案第71号を原案可決及び認定すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後0時16分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後0時16分）

【議題】

議案第56号 平成28年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成28年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成28年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後0時19分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後0時20分）

【議題】

議案第64号 真志喜地区学習等供用施設新築工事（建築）の請負契約について

議案第67号 長田地区コミュニティ供用施設・児童館新築工事（建築）の議決内容の一部変更について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で同意すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後0時20分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後0時24分）

【議題】

陳情第32号 中小商工業者への施策を拡充し「住宅リフォーム助成制度」の制定を求める陳情

陳情第43号 伊佐区埋立地内河川護岸の崩壊防止対策及び樹木の植え替えについて

陳情第53号 「ニッポン一億総活躍プラン」を実践するシルバー人材センターへの支援について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で陳情第32号、陳情第53号を採択、陳情第43号のうち、提案①の「護岸全面の洗掘を防止する対策として、新たに法留め工（基礎に当たる部分）前面に根固め工を設置して、可能な限り長期にわたる既設護岸の崩壊の発生を防止する構造とします。」の部分について一部採択すべきものと決する。

○呉屋等 委員長 休憩いたします。（午後0時25分）

○呉屋等 委員長 再開いたします。（午後0時26分）

【議題】

陳情第13号 耐震診断費用の自己負担軽減について

陳情第17号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情

【閉会中の審査継続申出】

上記2件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることに決定。

○呉屋等 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後0時27分）